

意見書案第13号

令和4年6月28日提出

令和4年6月28日可決

提出者	市議会議員	須賀博史	須賀博史	須賀博史	須賀博史	須賀博史	須賀博史	須賀博史
	同	富田	賀田	博	史	隆	加	一
	同	新井	田	公	美	清	一	武
	同	金井	井	美	清	一	武	一
	同	中里	里	清	一	武	一	武
	同	角田	田	修	幸	一	一	一
	同	林	田	幸	直	一	一	一
	同	吉	田	直	弘	一	一	一

民生委員・児童委員の担い手不足の解消を求める意見書

民生委員・児童委員（以下、「民生委員」という。）制度は1917年、岡山県で創設された济世顧問制度、その翌年、大阪府で創設された方面委員制度に遡る民生委員制度は100年以上にわたる制度であり、市民福祉向上にとって欠かせない制度となっている。

また、急速な高齢化の進行や核家族化等家族の姿は大きく変化している中において、直面する生活課題、福祉課題も多様化・深刻化しており、民生委員・児童委員に期待される役割は一層大きくなっている一方で、負担増大ともなっている。

厚生労働省によると、民生委員の2019年定員充足率は全国平均で95.2%と2016年の前回改選時から1.1ポイント低下し、欠員は1万1,476人に上っており、その活動環境整備とともに担い手確保は全国的な課題となっている。

民生委員は、地方公務員法が定める非常勤特別職の地方公務員で、民生委員法第10条で「給与を支給しない」と定められ、無償のボランティアとされており、近年では地方交付税措置がなされているものの、活動にかかる費用は自治体から支出せざるを得ないのが現状である。

平成26年4月の厚生労働省による「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」による報告書では、「民生委員・児童委員の経済的な負担も増えていることから、厚生労働省は、活動費の増額を関係省庁に対して要求していくべきである」とされている。

よって、国においては、下記事項について速やかに実施されるよう強く要請する。

記

- 1 担い手不足に対する抜本的な対策会議の設立等対策強化
- 2 活動費の財政措置の速やかな強化
- 3 業務負担軽減に向けた活動記録等の簡素化

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 あて
総務大臣
厚生労働大臣

前橋市議会議員 小曾根 英 明